

下関市立大学における内部質保証の方針と手続き

令和3年3月18日

学 長 裁 定

下関市立大学（以下「本学」という。）における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況（以下「教育研究等」という。）について、恒常的かつ継続的に質の保証及び向上の取組を推進するため、以下のとおり内部質保証に関する方針及び手続きを定める。

1. 内部質保証方針

本学は、学修者本位の教育の実現という観点から教育課程を編成し、自らの責任で本学の教育研究等の諸活動を点検・評価しながら不断に改革と改善に努め、これを通じて本学における教育研究等の質を保証し、その結果を社会に適切に公表することによって社会的・公共的使命を果たす。そのために、本学は内部質保証の仕組みを構築し、恒常的・継続的に教育研究等の質の向上に取り組む。

2. 内部質保証を推進するための組織の設置

①全学的な内部質保証推進組織

経営戦略・点検評価会議において、教育研究等について自ら点検及び評価を行う。また、教学マネジメント会議において、教学面における内部質保証に係る全学的活動を推進する。この2つの組織により全学的なPDCAサイクルを作動させ、教育研究等の質の保証のための恒常的・継続的取組を図る。

②教学マネジメント会議の役割

教学マネジメント会議は、学部、研究科、専攻科その他の組織において展開される教育研究等について、内部質保証の方針伝達、PDCAサイクル実現のための手続き策定、学修成果の把握の方法と制度の設計、運営の指示、調整または支援を行う。

3. 教学マネジメントと内部質保証

①全学レベル、学位プログラムレベル及び授業科目レベルという考え方

本学における内部質保証は、教学マネジメントにおける個々の取組みが全学レベル、学位プログラムレベル及び授業科目レベルのそれぞれにおいて有効に機能する必要があるとの考え方のもとに推進する。すなわち、各教育組織及び教員が、教学マネジメント会議と連携しながら、教育活動におけるPDCAサイクルを作動させることによって内部質保証の確保を恒常的・継続的に推進する。

②内部質保証の有効性の確認

本学の教学マネジメント体制のもとでのP D C Aサイクルの機能や内部質保証システムの妥当性と有効性を確認するため、経営戦略・点検評価会議にて学校教育法に基づく認証評価と地方独立行政法人法に基づく法人評価を適切に関連付けながら、本学における教育研究等の点検・評価を継続的、恒常的に行う。

全学レベル、学位プログラムレベル及び授業科目レベル並びにその他の組織の内部質保証の有効性については、経営戦略・点検評価会議が各組織及び授業科目レベルの点検・評価活動と連携し、全学的な点検・評価を実施・公表するとともに、外部評価結果を次なる取組に適切に反映させる。

4. 教学マネジメントを支える基盤としてのF D・S D活動への取組及び教学I R体制の確立

教育内容の改善及び教育研究活動の適切かつ効果的運営を図るため、全学的なF D・S D活動を組織的かつ体系的に実施する。また、教学I R体制を組織する。これらの活動を通じて教職員における内部質保証の意識向上を図る。

5. 内部質保証に関する手続

①教学マネジメント会議は、教学マネジメントに関する目標・計画等の策定を行うとともに、各教育組織における本学の教育目的を達成するための教育の実行を指示し、必要な支援を行う。

②学位プログラムレベルを担う組織は、教学マネジメント会議による目標・計画・指示等を踏まえてポリシーに基づく教育活動を展開するとともに、恒常的・継続的な検証及び改善・向上に努め、教育の成果を教学マネジメント会議に報告する。経営戦略・点検評価会議は、各組織との対話をするなどし、それぞれの活動の進捗管理を行うとともに各組織が行う自己点検評価の実施に関する助言、支援又は改善指示を行う。

③各組織及び教学マネジメント会議は、それぞれの活動実績を取りまとめ、経営戦略・点検評価会議に報告する。経営戦略・点検評価会議は、これらを点検・評価しその結果を取りまとめその有効性を確認するとともに、法人評価及び認証評価に委ねる。

④法人評価及び認証評価の結果は、経営戦略・点検評価会議によって定められた期間に応じて適切な方法で公表されるとともに、次期の改善のための取組みにつなげられる。